



家庭の防災対策が大切です。

平成30年6月に発生した大阪府北部の地震では、高齢者が家具の下敷きになり、亡くなってしまいました。家具の固定をしていれば、防ぐことが出来たかもしれません。

地震が起きた瞬間、激しい揺れの中で他人を助けることは難しいです。自らの命は自らが守るための備えをしましょう。

家具等を固定しましょう。

阪神・淡路大震災でけがをした方の約半分は家具等の転倒によるものでした。家具等を固定してけがをしないようにしましょう。具体的には、以下のように固定しましょう。

(1)タンスの例



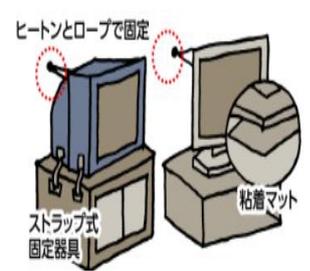
(2)冷蔵庫の例



(3)食器棚の例



(4)テレビの例



菊川市家具転倒防止事業のお知らせ

地震発生時に、家具等の転倒による危険を未然に防止するため、1世帯当たり5か所までの家具固定を無料で実施します。

◆対象者（世帯）

平成31年4月1日時点で、菊川市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する世帯で、この家具転倒防止事業を希望する世帯です。

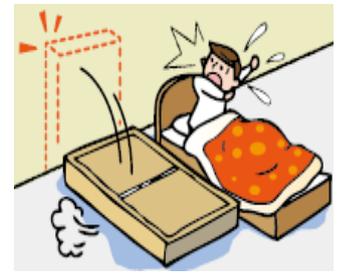
1. 65歳以上の高齢者のみの世帯（※1の対象者には8月初旬に案内通知を送付しました。）
2. 介護保険要介護認定の要介護度3以上の認定を受けている者の属する世帯
3. 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯
4. 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯
5. 療育手帳A1、A2又はA判定の交付を受けている者の属する世帯

※これまでに、家具転倒防止事業を実施された世帯は対象外です。

◆事業（工事）の内容

一世帯あたり家具の固定は5台までとなります。

※「テレビ」、「ピアノ」、「仏壇」は対象外となります。



◆費用

費用はかかりません（無料）が、この事業以外（対象外のものなど）を希望される場合は有料となります。※事業（工事）実施者と相談ください。

◆申請について

・自宅に案内通知が届いた方（65歳以上の高齢者のみの世帯）は、同封のハガキ（家具転倒防止事業申請書）に必要事項を記入の上、市役所危機管理課に提出又は62円切手を貼付し郵送（郵便ポストへ投函）してください。

・対象者（世帯）の2～5の対象となる方（世帯）で、事業実施を希望する方は市役所危機管理課にお問い合わせください。

申請締切：令和元年9月20日（金） ※締切日以降は受付できません。

◆事業（工事）の実施

令和元年10月頃～令和2年1月頃

- ・1世帯あたり、5台までの家具等の固定を無料で実施します。
- ・工事の施工日等は、ご希望に添えないことがあります。

◆注意事項

・住居が公営住宅、アパート又は借家の場合は、住宅の所有者（大家）の承諾（許可）が必要となりますので、申請前に事前に確認（話し合い）をお願いします。

※確認度、承諾書が必要な方は危機管理課へお問い合わせください。

・住居の壁の材質によっては、事業（工事）の実施ができない場合があります。住宅メーカーによっては、壁の下地が硬く固定金具が設置できないことがありますので、ご了承ください。

◆問い合わせ先

「どうしたらよいのか分からない」など、不明なことがありましたら、下記へお問い合わせください。

菊川市役所 危機管理部 危機管理課

電話 0537-35-0923

◆その他の防災に関する補助事業

【菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金】

地震災害時における電気火災の発生を防止することにより、火災の軽減及び安全な避難行動を確保するため、感震ブレーカーの設置にかかる費用の一部を補助します。

【耐震シェルター・防災ベッド購入費補助金】

地震による住宅の倒壊から、生命を守るため室内に安全な空間を確保できる耐震シェルター及び防災ベッドまたは防災ベッドフレームの設置にかかる費用の一部を補助します。

災害への備えに、是非御活用ください！！

